

国民健康保険システム標準化

令和7年度標準仕様書改定 第1回合同ワーキングチーム

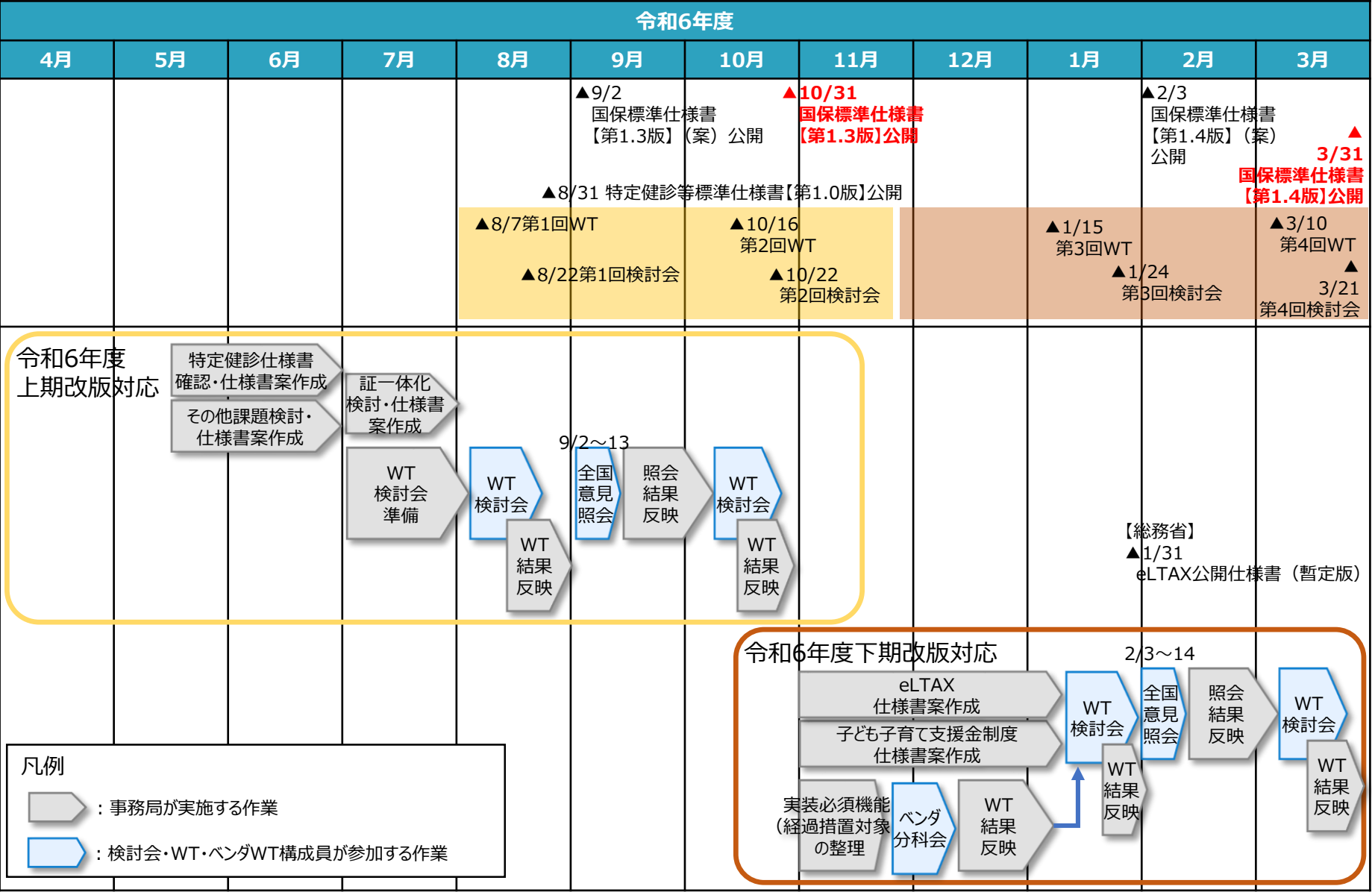
令和7年6月11日

目次

1. 標準化検討におけるこれまでの実施内容
2. 今年度実施事項
3. 国保標準仕様書【第1.4版】の持ち越し事項の対応について
4. 制度改正に関する要件の取り込みについて
5. その他修正
6. 今年度スケジュール

1. 標準化検討におけるこれまでの実施内容

国民健康保険システムの標準化においては、令和3年度より検討を開始し、令和4年8月31日に国民健康保険システム標準仕様書（以下「国保標準仕様書」という。）を公開し、その後も制度改正や持ち越し事項、デジタル庁における検討事項等に基づき改定を行い、**令和6年3月31日に国保標準仕様書【第1.4版】を公開したところ。**



1. 標準化検討におけるこれまでの実施内容

令和6年度における改版内容は以下のとおり。

#	カテゴリ	令和6年度反映事項	反映内容	版数
1	制度改正	マイナ保険証利用促進キャンペーン対応について	マイナ保険証の更なる利用促進のため、限度額適用認定証の申請様式に利用促進のための文言を追加した。	【第1.3版】
2		負担割合等の表示内容をチェックする仕組みの対応について	オンライン資格確認等システムより連携された情報と保険者システムの情報を突合し、負担割合等に相違がないかチェックする要件を追加した。	
3		マイナンバーカードと健康保険証の一体化について	マイナンバーカードと健康保険証の一体化のための要件を追加した。	
4		eLTAX活用に係る対応について	eLTAXを活用した収納に対応するための要件を追加した。	【第1.4版】
5		子ども・子育て支援金対応について	医療保険者が賦課・徴収する保険料に子ども・子育て支援金を含めるための対応を仕様書に反映した。	
6	全体	横並び調整方針改定版の取り込み	令和6年8月に展開された横並び調整方針の改定版の変更点を仕様書に反映した。	【第1.3版】
7		実装必須機能（経過措置対象）について	一部の実装必須機能について、時限を設けた標準オプション機能として扱う方針とし、経過措置対象機能を標準仕様書に反映した。	【第1.4版】
8	個別機能	特定健診等に係る業務について	特定健診等システム標準仕様書【第1.0版】が公開されたため、仕様書に反映した。	【第1.3版】
9		副本照会結果の取込機能の削除	副本照会結果の取込機能を機能要件から削除した。	
10		機能の単位の見直し	機能の単位は必要最小限の機能を1単位とする記載の基準に沿っていない要件を見直した。	
11		集計根拠資料の行政区別出力機能の見直し	国・都道府県へ報告するための根拠情報を行政区毎に出力する機能について標準オプション機能に変更した。	
12		支給決定通知書医療機関名称出力対応	医療機関ごとの診療情報を示した高額療養費支給決定通知書を出力するための要件を追加した。	【第1.4版】
13		印字不可の宛名郵便番号対応	宛名郵便番号が印字できないことがあることから、標準オプション項目に変更した。	
14		税務標準仕様書の改版箇所の横並び見直し	税務標準仕様書【第4.0版】の改版箇所を、国保標準仕様書へ反映した。	
15		不支給決定通知書の項目の実装類型変更	不支給決定通知書の内訳項目の実装類型を支給決定通知書にあわせて標準オプション項目に変更した。	
16	その他	誤植修正等の反映	誤植や不整合となっている記載を修正した。	【第1.3版】及び【第1.4版】

2. 今年度実施事項

標準化の対応としては、デジタル庁より示された「地方公共団体情報システム標準化基本方針（改定案）について」（令和5年7月展開）（※）のとおりに、**令和5年3月末時点で公表された標準仕様書に適合した標準準拠システムに、令和7年度末までに移行**することを目指すこととなる。

他方、国保標準仕様書においては、【第1.4版】において持ち越し事項とした課題が残存していることや、来年度に向けた制度改正に対応する必要があることから、引き続き改定を行う。

なお、**令和5年度以降の改定にて追加・変更した機能要件等の適合基準日については、令和7年度末までに適合が必要となる制度改正に係る事項を除き、令和8年度以降となる。**

（※）当該資料については令和6年12月24日に改訂されている。

今年度において、対応を予定している内容は以下のとおり。

・ **国保標準仕様書【第1.4版】の持ち越し事項の対応**

国保標準仕様書【第1.4版】より持ち越した検討・課題事項について対応方針の決定、国保標準仕様書への反映を行う。

⇒後述【3章】に記載。

・ **制度改正等に関する要件の取り込みについて**

今年度国保として検討すべき制度改正等として、資格確認書等の有効期限や高額介護合算療養費の支給手続き簡素化に係る対応について整理する。

⇒後述【4章】に記載。

・ **その他修正について**

これまでにいただいたご意見等を踏まえて、改めて事務局において検討を行い、修正が必要と判断した対応について整理する。

⇒後述【5章】に記載。

2. 今年度実施事項

今年度予定している国保標準仕様書の改版スケジュールを以下に示す。（グレーの網掛け箇所は事務局作業）

令和7年度										
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
		▲6/11 第1回WT △6/25 第1回検討会	△7/10（仮） 標準仕様書 【第1.5版】（案）公開	△8/7（仮） 第2回WT △8/19（仮） 第2回検討会	△8/29 標準仕様書 【第1.5版】公開		△11月上旬（仮） 第3回WT △11月下旬（仮） 第3回検討会	△12月上旬（仮） 標準仕様書 【第1.6版】（案）公開	△1月中旬（仮） 第3回WT △1月下旬（仮） 第3回検討会	△1/30 標準仕様書 【第1.6版】 公開
令和7年度 上期改版対応 仕様書案作成 WT 検討会 準備 WT 検討会 WT 結果 反映 資格確認書等 有効期限に 関する市町村調査 調査結果反映 7/10～ 22（仮） 全国 意見 照会 照会 結果 反映 WT 検討会 WT 結果 反映 上期対応としては、以下の対応を予定している。 ・給付管理機能の実装要否について ・資格確認書等の有効期限について ・督促状（はがき様式）のレイアウトの追加等、その他修正事項 対応内容の詳細については、次章以降にてご確認ください。 令和7年度下期改版対応 仕様書案作成 WT 検討会 準備 WT 検討会 WT 結果 反映 全国 意見 照会 照会 結果 反映 WT 検討会 WT 結果 反映 下期対応としては、以下の検討を予定している。 ・高額介護合算療養費の支給手続き簡素化について										

※ 記載している標準仕様書の版数は仮の版数となります。

3. 国保標準仕様書【第1.4版】の持ち越し事項の対応について

国保標準仕様書【第1.5版】（案）における検討・課題事項の対応状況は以下のとおり。（各課題の詳細については、「【資料No.1別紙1】検討・課題事項一覧_国保」参照）

#	検討・課題事項	対応方針及び対応状況	国保標準仕様書【第1.5版】（案）への取込状況	【資料No.1別紙1】の項番
1	給付管理機能の実装要否について	給付管理機能を国保システムに実装せず、システム外（Excel）で対応している団体から「現行システムで給付管理機能を実装していないが、次期システムでも、給付管理機能を実装しなくても、標準準拠システムとしてよいか」といった照会があり、回答にあたり、厚労省国保課、デジタル庁との調整を行った結果、「Excel管理している等、利用団体がシステム化不要と判断した場合かつ提供事業者によって当該機能を構築しない対応（非活性化等）が可能な場合においては必ずしもシステム化する必要はない。」という方針が整理されたことから、国保標準仕様書に規定している給付機能について、改めて取り扱いを検討する。	取込予定	No.12

3. 国保標準仕様書【第1.4版】の持ち越し事項の対応について

前ページにお示した検討・課題事項の対応に関して、本W Tにて確認または議論いただく必要があると考えられる議題を事務局において整理した。

(1) 給付管理機能の実装要否について

課題

国保標準仕様書においては、令和5年度に実施した国保標準仕様書【第1.2版】の検討において、給付管理機能について、国保標準仕様書に示した機能を利用せずに標準化対象外システムにて対応している市区町村が存在することが想定されるため、このような市区町村においては当該機能を実装しなくてもよいものとする規定を追加するかについて議論した。議論の結果、当該機能を国保システムに実装しない場合、機能別連携仕様に沿った他システムとのデータ連携ができなくなる等が懸念されることから、規定の追加は見送り、継続検討事項としていたところ。（当時の検討結果の詳細については次ページ参照。）

一方、令和7年度末となる標準化期限を見据えて、標準化期限までに標準仕様書への準拠が困難なシステムの対応についてデジタル庁にて整理が進められているところであるが、給付管理機能を国保システムに実装せず、システム外（Excel）で対応している団体から「現行システムで給付管理機能を実装していないが、次期システムでも、給付管理機能を実装しなくても、標準準拠システムとしてよいか」といった照会があり、回答にあたり、厚労省国保課、デジタル庁との調整を行った結果、Excel管理している等、利用団体がシステム化不要と判断した場合かつ提供事業者によって当該機能を構築しない対応（非活性化等）が可能な場合においては必ずしもシステム化する必要はないことが確認されたため、国保標準仕様書に規定している給付管理機能の実装要否について見直す必要がある。

方針（案）

上記の経緯を踏まえ、改めて事務局にて取り扱いを検討し、国保標準仕様書において規定している給付管理機能については、以下のとおり、本紙に規定を追加する方針としてはいかがか。

国保標準仕様書（本紙）【第1.5版】（案）

「給付管理」については、一部の事務処理を国保連合会が保有する国保総合システムへ委託する運用において、国保総合システムで対応していない事務処理を国民健康保険システム外（標準化対象外システム、Excel等）で対応している市区町村も想定される。

当該市区町村においては、本仕様書に示す給付管理機能を国民健康保険システムに実装しなくても運用上支障はないことから、このような事情を鑑み、給付管理機能について、市区町村がシステム化不要と判断し、かつ国民健康保険システムを提供するベンダによって給付管理機能を構築しない対応（非活性化等も含む）が可能な場合においては、必ずしも国民健康保険システムに実装する必要はないものとする。

3. 国保標準仕様書【第1.4版】の持ち越し事項の対応について

令和5年度第3回検討会資料より再掲

(1) 給付管理機能の実装要否について

3. 3. その他対応について（給付管理機能と国保総合システムの建付けについて）

- 令和5年12月25日に実施した第2回合同WTにおいて、国保システムの給付管理機能について、市区町村によっては当該機能を利用せず、国保総合システム等の他システムで対応したり、特に小規模団体においてはシステム外で対応していることも想定されることから、これらを考慮し、国保標準仕様書の本紙に以下の通り規定することについて議論させていただいたところ。

国保標準仕様書（本紙）第1章3.（2）対象範囲
（前略）

また、国保総合システムに事務処理を委託することを前提とし、国保総合システムで対応していない事務処理をシステム外で個別に対応している市区町村においては、市区町村の「給付管理」システムを導入する必要がない場合がある。その場合、標準仕様書の「給付管理」に実装必須として規定されている機能要件であっても、機能を実装しなくてよいものとする。

- 上記の通り規定した場合、給付管理機能を持たない国保システムも標準準拠システムとして認められることとなるが、その場合、デジタル庁が定めるデータ要件・連携要件についても実装類型等の見直しが必要となるため、事務局にて影響調査を行った。その結果、他システム連携（機能別連携仕様）については影響はないものの、基本データリストにおいて必須項目として規定された計106項目について影響あり（給付管理機能を実装しない場合、システム管理ができなくなる項目）と判明した。
- 上記の影響調査の結果等を踏まえ、下記の理由から、本件について、【第1.2版】での対応は見送ることとさせていた
だきたい。
 - 将来的に給付管理機能に関連するデータ項目（計106項目）を使用した連携インタフェースが規定された場合、対応できない国保システムが発生することが想定されること。
 - 国保総合システムの機能を利用して対応することが想定される機能要件については、既に実装オプション機能として整理済みであること。
 - 他業務においては、例外的に実装必須機能の実装を不要とする規定は行っていないこと。
 - 標準化の観点から、給付管理機能を使用しない場合であっても実装必須機能は実装されており、かつ関連するデータ項目についてもシステム管理がなされていることが前提となること。
- なお、本件については、引き続き来年度以降の標準仕様書改訂対応において、各市区町村における実態等を踏まえ対応方針を適宜検討させていただきたい。

4. 制度改正に関する要件の取り込みについて

今後対応が必要となる制度改正等については以下のとおり。

#	項目	対応方針及び対応状況	国保標準仕様書【第1.5版】（案）への取込有無	国保標準仕様書【第1.5版】（案）における修正対象
1	高額介護合算療養費の支給手続き簡素化について	令和4年度地方分権改革に関する提案募集での提案事項をうけ、高額介護合算療養費の支給申請手続きの簡素化が可能となる見込みであることから、国保標準仕様書への反映を検討する必要がある。 機能要件の整理にあたっては、国保総合システム等との連携仕様や、申請書の帳票レイアウト等について、介護及び後期との調整を行う必要があるが、現時点においても <u>継続して検討が行われている状況である。</u> このような状況を鑑み、 <u>国保標準仕様書への取り込みについては、【第1.6版】（令和8年1月公開）に向けて検討を行う</u> こととし、検討・課題事項一覧にて管理するものとする。	<u>無</u> <u>（今後検討予定）</u>	—
2	資格確認書等の有効期限について	資格確認書及び資格情報のお知らせについて、有効期限の設定に関する機能要件を規定しているが、負担割合や限度額適用区分を記載する場合に設定する有効期限について明確に示せていないことから、 <u>市区町村の実態を調査した上で、国保標準仕様書へ反映を行う必要がある。</u>	有	（別紙2）機能・帳票要件

4. 制度改正に関する要件の取り込みについて

(1) 資格確認書等の有効期限について

課題

令和6年12月2日以降、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行し、新たに資格確認書及び資格情報のお知らせ（以下「資格確認書等」という。）を発行することとされたことを踏まえ、国保標準仕様書【第1.3版】において、資格確認書等の発行機能等の機能要件を規定したところであるが、負担割合や限度額適用区分を記載する場合の有効期限の設定に関する機能要件を明確に示せていない状況。このことについて、「負担割合や限度額適用区分の記載有無により、記載する有効期限の取り扱いを任意に変更したい」といった市区町村からのご意見をいただいたことから、国保標準仕様書における規定内容について整理を行う必要がある。

方針（案）

国保標準仕様書における規定の見直しについて厚生労働省保険局国民健康保険課と協議を行った結果、市区町村の将来的な運用想定も含めた運用実態について調査（※）を実施したうえで、その結果を踏まえて機能要件の再整理を行うこととした。

（※）標準仕様書の改版スケジュールの都合上、既に厚生労働省保険局国民健康保険課より、「国民健康保険システムの標準仕様書【第1.5版】の検討に向けた実態調査について（依頼）」が発出されており、令和7年6月6日期限で調査を実施済み。（調査依頼の内容及び現時点における集計結果等については、次ページ以降参照。）

現時点、調査結果については引き続き取りまとめを行っているところであるため、今回の第1回WTにおいては、集計結果の途中経過と合わせて、事務局にて必要と想定している機能要件（案）をお示しする。

事務局における調査結果の取りまとめ及びそれに基づく機能要件（案）の見直しが完了後、WT構成員にてその内容をご確認いただいたうえで、令和7年6月25日に実施予定の第1回検討会にお諮りする予定。

4. 制度改正に関する要件の取り込みについて

(1) 資格確認書等の有効期限について

調査依頼の内容については以下のとおり。

＜国民健康保険システムの標準仕様書【第1.5版】の検討に向けた実態調査について（依頼）＞

資格確認書等の運用状況の調査依頼について

○国民健康保険システム標準化検討会の事務局においては、国民健康保険システム標準仕様書（以下「国保標準仕様書」という。）の改版に向け、検討課題の整理を進めています。

【現状】

○国保標準仕様書【第1.4版】の機能ID：0242662～0242673（p.3参照）において、資格確認書に記載する有効期限に関する機能要件が示されているが、負担割合を記載する場合の有効期限の取り扱い、および、任意記載項目である限度額適用区分などを記載する場合の有効期限の取り扱いについては、明確に示されていません。

○一方で、国民健康保険法施行規則第六条の五の3において、「有効期限は、交付の日から起算して五年を超えない範囲内において市町村が定めるものとする」とされていることを前提として、「負担割合や限度額適用区分の記載有無により、記載する有効期限の取り扱いを市町村ごとに任意に変更したい」といった市町村からのご意見をいただいています。

【現状を踏まえた課題】

○【現状】に記載のとおり、制度改正により、市町村の判断で様々な運用を実施可能となっている一方で、国保標準仕様書においては、市町村によって様々な運用があることを踏まえた標準的な機能要件が規定されていないことにより、各システムが改修する場合の基準が不明確になっていることが課題になっているため、国保標準仕様書において機能要件を整理する必要があると考えております。

【機能要件の整理方針】

○「様々な運用」に対応する機能要件を明確化するには、市町村における資格確認書等の運用サイクルのパターンと各パターンに必要な機能要件を整理する必要があると考えており、今般、次頁のとおり、市町村ごとの運用実態を調査させていただくことといたしました。

4. 制度改正に関する要件の取り込みについて

(1) 資格確認書等の有効期限について

＜国民健康保険システムの標準仕様書【第1.5版】の検討に向けた実態調査について（依頼）（つづき）＞

資格確認書等の運用状況の調査依頼について

【調査内容】

(1) 実際の運用パターン（p.4参照）

(2) 希望する運用パターン（p.5参照）

⇒ (1) で回答いただいた実際の運用パターンが、現在利用している国民健康保険システムの機能内容および市町村の条例等の制約により実施しているものである場合であって、そうした制限事項がなければ実施したいと考える運用サイクルのパターンがある場合は、希望する運用サイクルのパターンについて、併せて回答いただきますようお願いいたします。

（希望する運用サイクルのパターンがない場合、「02_資格確認書等に関する運用状況調査様式.xlsx」の「希望する運用」欄の記入は不要です。）

※ (2) 希望する運用パターンをお伺いするのは、国保標準仕様書に規定する機能要件を整理する際に、将来的に生じ得るパターンについても考慮するためです。

○つきましては、別添の「02_資格確認書等に関する運用状況調査様式.xlsx」に回答を記入していただきますようお願いします。

なお、次ページ以降に示す運用サイクルのパターンを基とした回答の記載例を別添の「02_資格確認書等に関する運用状況調査式.xlsx」にお示ししていますので回答の際の参考としてください。

4. 制度改正に関する要件の取り込みについて

(1) 資格確認書等の有効期限について

＜国民健康保険システムの標準仕様書【第1.5版】の検討に向けた実態調査について（依頼）（つづき）＞

(参考) 国保標準仕様書【第1.4版】に規定されている資格確認書等の有効期限に関する機能要件

＜（別紙2）国保_機能・帳票要件_01_資格管理 2.1.8 資格確認書・資格情報のお知らせ作成＞

#	機能ID	機能要件	実装区分（※）
1	0242662	資格確認書の有効期限について、マル学対象者の場合、非該当予定日を優先して設定できること。	◎
2	0240663	資格確認書の有効期限と非該当予定日を比較し、短い方の日付を有効期限に設定できること。	◎
3	0240664	資格確認書の有効期限について、マル遠、住所地特例対象者の場合、非該当予定日を優先して設定できること。	○
4	0240665	資格確認書の有効期限に非該当予定日を優先して設定する/しないを選択できること。	○
5	0240666	資格確認書の有効期限について、被保険者が外国人の場合、在留期間終了日の翌日を有効期限として設定できること。	◎
6	0240667	資格確認書について、外国人被保険者の在留資格の更新・変更申請が受け付けられた場合、従前の在留期間の満了の日から2月を経過する日まで有効期限を延長できること。	◎
7	0240668	資格確認書の有効期限について、被保険者が外国人の場合、在留期間終了日の当日を有効期限として設定できること。	○
8	0240669	資格確認書の有効期限について、世帯内に外国人が複数おり、各個人の在留期間終了日に差異がある場合は、有効期限を世帯単位で合わせる。	○
9	0240670	資格確認書の有効期限について、経過滞在者については、出生から60日を設定できること。	◎
10	0240671	資格確認書の有効期限について、被保険者が年度内に75歳に到達する場合、75歳になる誕生日の前日を有効期限として設定できること。	◎
11	0240672	70歳未満被保険者の資格確認書の有効期限について、被保険者が年度内に70歳に到達する場合、70歳に達する日の属する月（誕生日が月の初日であるときは、その前月）の末日を有効期限として設定できること。	○
12	0240673	マル学の非該当予定日を資格確認書の有効期限として利用できること。	◎

（※）◎：実装必須機能、○：標準オプション機能
なお、実装区分はいずれの機能要件も「指定都市」「一般市区町村」で共通

4. 制度改正に関する要件の取り込みについて

(1) 資格確認書等の有効期限について

<国民健康保険システムの標準仕様書【第1.5版】の検討に向けた実態調査について（依頼）（つづき）>

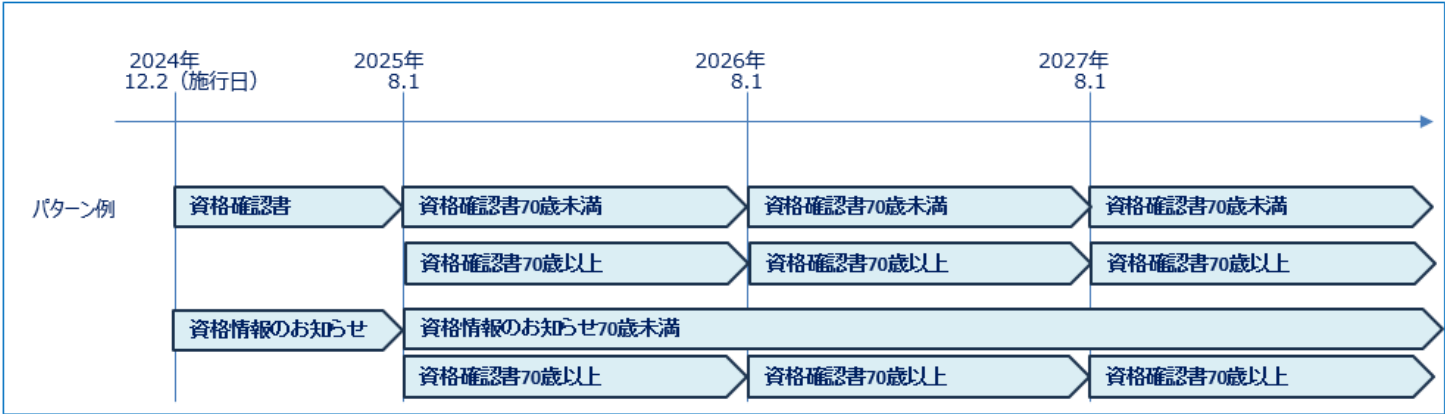
(参考) 資格確認書等の更新に係る運用パターン例（実際の運用パターン例）

<資格確認書について>

- ①70歳以上被保険者の負担割合の表記（設問No.1） : 記載あり
- ②任意記載項目の表記（設問No.2） : 記載なし
- ③更新のサイクル（70歳以上）（設問No.3、4） : 2025年8月1日 ~ 2026年7月31日（1年）
- ④更新のサイクル（70歳未満）（設問No.5、6） : 2025年8月1日 ~ 2026年7月31日（1年）
- ⑤令和7年4月時点のサイクルの有効期限 : 2025年7月31日

<資格情報のお知らせについて>

- ⑥70歳未満被保険者の有効期限の表記（設問No.10） : 記載なし
- ⑦更新のサイクル（70歳未満）（設問No.11、12） : -（サイクル無し）
- ⑧更新のサイクル（70歳以上）（設問No.13、14） : 2025年8月1日 ~ 2026年7月31日（1年）
- ⑨令和7年4月時点のサイクルの有効期限 : 70歳以上被保険者は 2025年7月31日
70歳未満被保険者は 有効期限なし



4. 制度改正に関する要件の取り込みについて

(1) 資格確認書等の有効期限について

<国民健康保険システムの標準仕様書【第1.5版】の検討に向けた実態調査について（依頼）（つづき）>

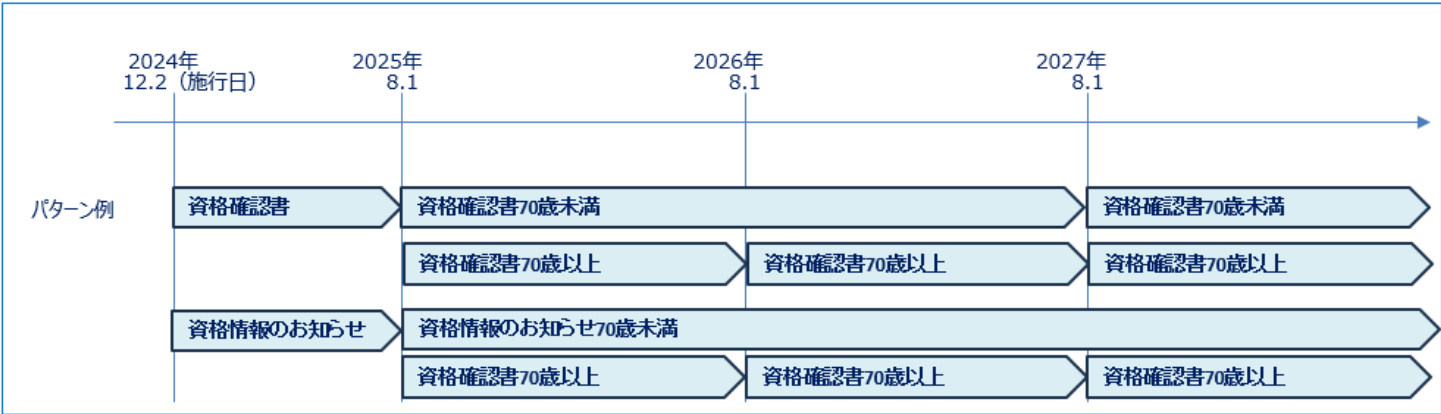
(参考) 資格確認書等の更新に係る運用パターン例（希望する運用パターン例）

<資格確認書について>

- ①70歳以上被保険者の負担割合の表記（設問No.15）： 記載あり
- ②任意記載項目の表記（設問No.16）： 記載なし
- ③更新のサイクル（70歳以上）（設問No.17、18）： 2025年8月1日 ～ 2026年7月31日（1年）
- ④更新のサイクル（70歳未満）（設問No.19、20）： 2025年8月1日 ～ 2027年7月31日（2年）
- ⑤令和7年4月時点のサイクルの有効期限： 2025年7月31日

<資格情報のお知らせについて>

- ⑥70歳未満被保険者の有効期限の表記（設問No.24）： 記載なし
- ⑦更新のサイクル（70歳未満）（設問No.25、26）： -（サイクル無し）
- ⑧更新のサイクル（70歳以上）（設問No.27、28）： 2025年8月1日 ～ 2026年7月31日（1年）
- ⑨令和7年4月時点のサイクルの有効期限： 70歳以上被保険者は 2025年7月31日
70歳未満被保険者は 有効期限なし



4. 制度改正に関する要件の取り込みについて

(1) 資格確認書等の有効期限について

本対応に際し、事務局において追加及び変更を想定している機能要件（案）について、「【資料No.1別紙2】資格確認書等の有効期限設定に関する機能要件の修正（案）」に示す。

また、調査については令和7年6月6日時点、36 / 47都道府県から回答を受領しており、その集計結果を「【資料No.1別紙3】資格確認書等に関する運用状況調査結果」に示す。

令和7年6月6日時点の集計結果より、資格確認書及び資格情報のお知らせの有効期限は1年とする団体が多数を占めている一方、2年間や5年間といった運用を行っている市町村や、今後そのような運用を希望する市町村も存在することを確認しており、事前に事務局にて検討した機能要件（案）を規定することで対応可能となるものと考えている。

これらの機能要件（案）については、今後届く回答も踏まえて必要に応じて見直した上で、【第1.5版】（案）に取り込み、WT構成員にてご確認いただいたのち、第1回検討会及び全国意見照会へお諮りする予定。

5. その他修正

これまでにいただいたご意見等を踏まえて事務局において改めて国保標準仕様書の内容を見直した結果、修正が必要と判断したものについて対応内容を整理する。

#	修正概要	修正方針	国保標準仕様書【第1.5版】（案）		該当機能の実装類型
			取込状況	修正対象	
1	督促状（はがき様式）のレイアウトの追加	介護標準仕様書での規定状況や、過去の全国意見照会において複数ご意見をいただいていることをうけ、「督促状兼納付書（はがき様式）」の帳票レイアウトを追加する。	<u>取込済み</u>	（別紙2）機能・帳票要件 （別紙3）帳票詳細要件 （別紙4）帳票レイアウト	標準オプション機能
2	各種申請書の委任状欄の取り扱いについて	申請書における委任状欄について、現状、規定している帳票としていない帳票が混在する（規定している帳票については、委任状欄を出力すること標準オプション機能として規定している状況）が、規定していない申請書についても委任状欄を出力することを認めて欲しいとのご意見が複数あったことを受け、本紙または各別紙にて規定を追加することを検討する。	<u>取込済み</u>	本紙 （別紙2）機能・帳票要件	標準オプション機能
3	申告用の納付額証明書における公印の実装類型について	令和6年度の検討において、構成員等からいただいたご意見に基づき、納付額証明書の公印について、標準オプションに変更する。	<u>取込済み</u>	（別紙3）帳票詳細要件	標準オプション機能
4	納付履歴情報（024o003）について	「024_国民健康保険_機能別連携仕様」の連携ID：024o003（納付履歴情報）に関して、国保標準仕様書に住民税システムとの連携に係る機能要件の規定がないことから、機能要件の追加を行う。	<u>取込済み</u>	（別紙2）機能・帳票要件	標準オプション機能
5	カク公・マル公の帳票名称変更について	（別紙3）帳票詳細要件及び（別紙4）帳票レイアウトに規定している納付書について、帳票名からカク公／マル公を判別できるよう、帳票名の見直しを行う。	<u>取込済み</u>	（別紙3）帳票詳細要件 （別紙4）帳票レイアウト	—
6	納付書の項目見直し	各種納付書で規定しているシステム印字項目について、不整合となっている記載が存在したため見直しを行う。	<u>取込済み</u>	（別紙3）帳票詳細要件	実装必須機能
7	過年度更正の起算日に関する料と税の記載削除について	料と税で起算日が違うと誤認される恐れのある記載箇所について、見直しを行う。	<u>取込済み</u>	（別紙2）機能・帳票要件	実装必須機能
8	管理項目名称「賦課権」「徴収権」の記載見直しについて	管理項目名称が「賦課権」と「徴収権」と記載があり不整合となっているため見直しを行う。	<u>取込済み</u>	（別紙2）機能・帳票要件	標準オプション機能

5. その他修正

これまでにいただいたご意見等を踏まえて事務局において改めて国保標準仕様書の内容を見直した結果、修正が必要と判断したものについて対応内容を整理する。

#	修正概要	修正方針	国保標準仕様書【第1.5版】（案）		該当機能の実装類型
			取込状況	修正対象	
9	不当不正利得グループの経過措置対象となる機能要件について	不正不当利得に関する機能要件のうち、不当利得情報の登録機能（機能ID：0242612）を経過措置対象としているが、後続処理で使用する納付管理機能（機能ID：0241231）が経過措置の対象外となっているため、見直しを行う。	<u>取込済み</u>	（別紙2）機能・帳票要件	実装必須機能
10	医療機関情報の管理項目について	医療機関情報の管理項目に重複した規定や、名称の誤りがあるため、見直しを行う。	<u>取込済み</u>	（別紙2）機能・帳票要件	実装必須／標準オプション機能
11	支給決定通知書における公印について	「給付30_国民健康保険高額療養費支給決定通知書」の帳票に規定している公印について、他の支給決定通知における公印で規定している「印字が必要な団体においては実装必須とする。」の文言が不足しているため、第1.5版にて見直す。	<u>取込済み</u>	（別紙3）帳票詳細要件	標準オプション機能
12	帳票における文字切れ対応に関する機能要件追加について	本紙に規定している文字切れ発生時の機能について、機能・帳票要件に規定する。	<u>取込済み</u>	（別紙2）機能・帳票要件	実装必須／標準オプション機能
13	一部負担金等減免取消通知書の取り扱いについて	「資格28_一部負担金減免等取消通知書」については被保険者向けだけでなく、医療機関向けに使用されることも想定されることから、当該帳票を医療機関向けに出力するための機能要件を追加する。	<u>取込済み</u>	（別紙2）機能・帳票要件	標準オプション機能
14	還付通知書関連帳票の明細数について	「収納6_還付通知書」、「収納7_過誤納金還付請求書」及び「収納8_還付充当通知書」の3帳票の期別の明細数について不統一であることから帳票レイアウトを見直す。	<u>取込済み</u>	（別紙4）帳票レイアウト	実装必須機能

（１）督促状（はがき様式）のレイアウトの追加

なお、圧着はがき様式の督促状については、マル公様式であり市区町村ごとにレイアウトが異なることが想定されることから、当該帳票レイアウトを使用する場合は、市区町村においてゆうちょ銀行等関連機関への審査を実施いただく想定であることを機能・帳票要件の要件の考え方に示した上で、**参考様式かつ標準オプション機能（実装してもしなくても良い帳票）として示す予定。**

一方、口座振替不能通知書については、督促状に比べて発行枚数が少ないことからはがき様式の追加のご意見はいただいていないため、**圧着はがき様式の口座振替不能通知書の追加は行わないものと考えているが、要否についてご意見をいただきたい。**

機能名称	機能ID	機能要件	実装区分		要件の考え方・理由
			指定都市	一般市区町村	
13.8.3 督促状発行	0242863	抽出した対象者をもとに、督促状を一括又は個別で出力ができること。金額を手動で修正できること。 ■ 帳票詳細要件 シート：収納-26 ■ ■ 帳票詳細要件 シート：収納-27 ■	○	○	・督促状（はがき）納付書付きの帳票レイアウトについては、マル公様式であり市区町村ごとにレイアウトも異なることが想定されることから、帳票レイアウトについては参考様式とする。 そのため、督促状（はがき）の納付書付きの帳票レイアウトを使用する場合、帳票レイアウトについてゆうちょ銀行など関連機関への審査を市区町村において実施いただくことを想定している。

[illegible]

5. その他修正

(2) 各種申請書の委任状欄の取り扱いについて

各種申請書における委任状欄については、住民の方にて記入いただく項目であり、システム印字項目を示すための（別紙3）帳票詳細要件には記載しておらず、実装必須／標準オプションのいずれにも分類されない項目としているが、一部の帳票において、標準オプション機能として機能・帳票要件に規定した上で非表示とすることを可能としている帳票が存在する。標準オプション機能として規定していない申請書についても、押印欄を出力したり、委任状欄全体を非表示とすることを認めて欲しいとのご意見が複数あったことをうけ、**標準オプション機能として要件を追加するとともに、市区町村の判断により印字要否を選択可能とするよう、以下のとおり本紙に規定すること**でいがか。

<本紙>

○委任状の押印欄について

各種申請書における委任状の押印欄については、住民が記入する項目であることからシステム印字項目を示すための帳票詳細要件に示していないが、市区町村によって要否が分かれることから、機能・帳票要件に委任状欄を設ける機能を規標準オプション機能として規定し、市区町村の判断に応じて印字しても差し支えないものとする。

<（別紙2）機能・帳票要件>

機能名称 小分類	機能ID	機能要件	実装区分	
			指定 都市	一般市 区町村
2.1.4 各種異動連絡票・申請書作成	0242871	国民健康保険葬祭費支給申請書に委任状欄を設けること。	○	○
2.1.7 申請書作成	0242872	出産育児一時金支給申請書に委任状欄を設けること。	○	○
3.1.2 勤奨通知等作成	0242873	国民健康保険食事療養費標準負担額減額差額支給申請書に委任状欄を設けること。	○	○
3.3.1 申請書出力	0242874	一部負担金減免等申請書に委任状欄を設けること。	○	○
15.1.1 支給申請状況確認	0242875	国民健康保険療養費支給申請書に委任状欄を設けること。	○	○

5. その他修正

(3) 申告用の納付額証明書における公印の実装類型について

収納12「納付額証明書」について、「申告用に発行するものであるのに対して、首長名及び公印の印字が必須項目として規定されている。印字の要否が変更できるようにしてほしい。」との複数ご意見をいただいたことから、利用用途が同じである収納04「口座振替済通知兼納付額証明書」とあわせて、当該帳票の公印の実装類型を標準オプション項目に変更し、印字の要否を変更可能とする。

< (別紙3) 帳票詳細要件 収納12「納付額証明書」 >

■修正前

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	要件作成における経緯・留意事項等
9	公印		●			●	

■修正後

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	要件作成における経緯・留意事項等
9	公印			●		●	申告用の納付額証明書については、添付義務を要しないものであるため、公印については標準オプションに見直し。

5. その他修正

(4) 納付履歴情報 (024o003) について

「024_国民健康保険_機能別連携仕様」の連携ID：024o003（納付履歴情報）に関して、国保標準仕様書に住民税システムとの連携に係る機能要件の規定がないことから、追加すべき機能要件の検討を行った。追加を検討している機能要件（案）は、国保収納を導入する場合には必須機能である一方、統合収滞納機能にて国保収納の管理を行う場合には実装が必須ではないと考えているため、標準オプション機能（国保収納を使用する場合は実装必須機能）として以下のとおり規定したいと考えている。

<（別紙2）機能・帳票詳細要件>

■修正後

機能名称 小分類	機能ID	機能要件	実装区分		要件の考え方・理由
			指定 都市	一般市 区町村	
13.13.3 住民税システムとの連携	0242864	納付情報を抽出し住民税システムへ連携ができること。 ※収納機能を使用する場合、実装必須機能。	○	○	・統合収滞納機能にて収納情報を管理する場合においては実装しなくてもよいことから、標準オプション機能とする。

上記のとおり、統合収滞納機能にて国保収納を管理する場合には、統合収滞納から収納情報を住民税システムへ連携すべきと考えており、国保業務として当該連携機能は必ずしも必要となるものではないと考えることから、機能別連携仕様において実装必須機能として規定されている連携ID：024o003（納付履歴情報）について、実装類型の見直しを検討いただくようデジタル庁へ依頼する想定。

5. その他修正

(5) カク公・マル公の帳票名称変更について

(別紙3) 帳票詳細要件及び(別紙4) 帳票レイアウトに規定している納付書について、「帳票名でカク公かマル公が判別できるようにしてほしい」とご意見を受け、以下のとおり、帳票名の見直しを行う予定。

＜修正対象の帳票及び修正後帳票名＞

業務名	帳票番号	修正前帳票名	修正後帳票名
賦課管理	33	納付書 1	納付書 1 (カク公) (eL-QRあり)
賦課管理	35	連帳用納付書 1	連帳用納付書 1 (カク公) (eL-QRあり)
賦課管理	36	連帳用納付書 2	連帳用納付書 2 (マル公) (eL-QRあり)
賦課管理	46	納付書 2	納付書 2 (カク公)
賦課管理	47	連帳用納付書 3	連帳用納付書 3 (カク公)
賦課管理	48	連帳用納付書 4	連帳用納付書 4 (マル公)
滞納管理	60	連続納付書 1	連続納付書 1 (カク公) (eL-QRあり)
滞納管理	61	連続納付書 2	連続納付書 2 (マル公) (eL-QRあり)
収納管理	1	納付書 1	納付書 1 (カク公) (eL-QRあり)
収納管理	5	口座振替不能通知書 1	口座振替不能通知書 1 (カク公) (eL-QRあり)
収納管理	11	督促状 (納付書兼用 1)	督促状 (納付書兼用 1) (カク公) (eL-QRあり)
収納管理	14	納付書 2	納付書 2 (マル公) (eL-QRあり)
収納管理	15	口座振替不能通知書 2	口座振替不能通知書 2 (マル公) (eL-QRあり)
収納管理	16	督促状 (納付書兼用 2)	督促状 (納付書兼用 2) (マル公) (eL-QRあり)
収納管理	18	納付書 3	納付書 3 (カク公)
収納管理	19	納付書 4	納付書 4 (マル公)
収納管理	22	口座振替不能通知書 3	口座振替不能通知書 3 (カク公)
収納管理	23	口座振替不能通知書 4	口座振替不能通知書 4 (マル公)
収納管理	24	督促状 (納付書兼用 3)	督促状 (納付書兼用 3) (カク公)
収納管理	25	督促状 (納付書兼用 4)	督促状 (納付書兼用 4) (マル公)

5. その他修正

(6) 納付書の項目見直し

「賦課46_納付書2」の帳票詳細要件には「取り扱い期限」と示されているが、帳票レイアウトでは「備考1」「編集1」と示されており不整合となっているのご意見をいただき見直しを行ったところ、「収納18_納付書3」の帳票詳細要件には「備考1」「編集1」と規定されており、帳票によって統一できていない項目が存在したため、以下のとおり修正したいと考えている。

■ (別紙3) 帳票詳細要件及び (別紙4) 帳票レイアウト「賦課46_納付書2」(修正前)

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示
27	取り扱い期限	和暦表記	●			●

加入者名	〇〇市 会計管理者	口座番号	01234-5-678901	納付合計金額		円
収納機関番号		納付番号		確認番号		納付区分
対象年度		期別		通知書番号		
				備考1		編集1

■ (別紙3) 帳票詳細要件「収納18_納付書3」

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示
28	備考1	設定された文言を印字する (印字例) 取扱期限、支払期限	●			●
29	編集1	設定された項目を印字する (想定される印字項目) 取扱期限日、支払期限日	●			●

■ (別紙3) 帳票詳細要件「賦課46_納付書2」(修正後)

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示
27	備考1	設定された文言を印字する (印字例) 取扱期限、支払期限	●			●
28	編集1	設定された項目を印字する (想定される印字項目) 取扱期限日、支払期限日	●			●

<修正対象の帳票>

業務名	帳票番号	帳票名
賦課管理	33	納付書1
	35	連帳用納付書1
	36	連帳用納付書2
	46	納付書2
	47	連帳用納付書3
	48	連帳用納付書4

5. その他修正

(7) 過年度更正の起算日に関する料と税の記載削除について

機能ID：0240745に規定している要件の考え方の記載について、料と税で起算日が違うと誤認された問い合わせをいただき、改めて検討を行った結果、誤解を生じる記載であったことから、「国民健康保険料に適用されるものであり、地方税法が適用される国民健康保険税では該当しない。」の記載を削除するよう修正したいと考えている。

< (別紙2) 機能・帳票要件 >

■ 修正前

機能名称 小分類	機能ID	機能要件	実装区分		要件の考え方・理由
			指定 都市	一般市 区町村	
8.9.1 過年度更正	0240745	過年度更正について、対象年度の第1期納期限、第1期納期限以降に資格適用開始した世帯の場合は、資格適用開始を起算日として、賦課期限を経過した世帯について、更正対象外にできること。	◎	◎	「第1期納期限以降に資格適用開始した世帯の場合は、資格適用開始を起算日とする」は、国民健康保険法第110条の2（賦課決定の期間制限）の規定に基づき国民健康保険料に適用されるものであり、地方税法が適用される国民健康保険税では該当しない。

■ 修正後

機能名称 小分類	機能ID	機能要件	実装区分		要件の考え方・理由
			指定 都市	一般市 区町村	
8.9.1 過年度更正	0240745	過年度更正について、対象年度の第1期納期限、第1期納期限以降に資格適用開始した世帯の場合は、資格適用開始を起算日として、賦課期限を経過した世帯について、更正対象外にできること。	◎	◎	「第1期納期限以降に資格適用開始した世帯の場合は、資格適用開始を起算日とする」は、国民健康保険法第110条の2（賦課決定の期間制限）の規定に基づくものである。

5. その他修正

(8) 管理項目名称「賦課権」「徴収権」の記載見直しについて

機能ID：0240513において管理項目は「賦課権消滅判定用納期限」と規定されているが、要件の考え方には「徴収権消滅判定用納期限」と記載しており、不整合となっている。「徴収権消滅判定用納期限」が正しいことから、管理項目の名称を修正したいと考えている。

< (別紙2) 機能・帳票詳細要件 >

■ 修正前

機能名称 小分類	機能ID	機能要件	実装区分		要件の考え方・理由
			指定都市	一般市区町村	
7.1.3 賦課処理 方式設定	0240513	【管理項目】 ・世帯課税対象方式（世帯課税※1） ・所得割計算方式（本文方式、所得割方式） ・ 賦課権 消滅判定用納期限（第一納期限（普通徴収）、第一納期限（特別徴収）） ・仮算定期割回数割	○	○	・ 徴収権 消滅判定用納期限は、通常の納期限を使用して判定することが可能であり、独立した項目を管理して判定することは実装してもしなくても良い機能とする。 また、厚生労働省より平成27年1月14日付けで発出されている事務連絡「後期高齢者医療の保険料における賦課権の期間制限の起算日について」及び「QA」のとおり、普通徴収及び特別徴収について、徴収権消滅判定用納期限は第一納期限であることが記載されている。国民健康保険料（税）についても、同様の解釈となる。

■ 修正後

機能名称 小分類	機能ID	機能要件	実装区分		要件の考え方・理由
			指定都市	一般市区町村	
7.1.3 賦課処理 方式設定	0240513	【管理項目】 ・世帯課税対象方式（世帯課税※1） ・所得割計算方式（本文方式、所得割方式） ・ 徴収権 消滅判定用納期限（第一納期限（普通徴収）、第一納期限（特別徴収）） ・仮算定期割回数割	○	○	・ 徴収権 消滅判定用納期限は、通常の納期限を使用して判定することが可能であり、独立した項目を管理して判定することは実装してもしなくても良い機能とする。 また、厚生労働省より平成27年1月14日付けで発出されている事務連絡「後期高齢者医療の保険料における賦課権の期間制限の起算日について」及び「QA」のとおり、普通徴収及び特別徴収について、徴収権消滅判定用納期限は第一納期限であることが記載されている。国民健康保険料（税）についても、同様の解釈となる。

5. その他修正

(9) 不当不正利得グループの経過措置対象となる機能要件について

不正不当利得に関する機能要件のうち、不当利得情報の登録機能（機能ID：0242612）を経過措置対象としているが、後続処理で使用する納付管理機能（機能ID：0241231）が経過措置の対象外となっているため、後続処理の納付管理機能（機能ID：0241231）についても、経過措置対象としたいと考えている。

<（別紙2）機能・帳票詳細要件>

■ 修正前

機能名称 小分類	機能ID	機能要件	実装区分		実装必須機能（経過措置対象）	
			指定都市	一般市区町村	経過措置期限	対象理由
21.1.2 不当利得 情報登録	0242612	不当利得とする給付情報（レセプト、療養費、高額療養費、高額療養費（外来年間合算）、高額介護合算療養費、出産育児一時金、葬祭費）の照会、登録、修正、削除ができること。	◎	◎	令和10年度末	不当利得とする給付情報の管理は業務上必須ではあるが、中小規模の市町村では対象が多くなく、システム外管理する運用も想定されることから、令和8年4月1日時点において全ての国保システムにおいて実装されている必要はないと考えられるため。
21.2.1 納付登録	0241231	不当利得の納付情報の照会、登録、修正、削除ができること。	◎	◎		

■ 修正後

機能名称 小分類	機能ID	機能要件	実装区分		実装必須機能（経過措置対象）	
			指定都市	一般市区町村	経過措置期限	対象理由
21.1.2 不当利得 情報登録	0242612	不当利得とする給付情報（レセプト、療養費、高額療養費、高額療養費（外来年間合算）、高額介護合算療養費、出産育児一時金、葬祭費）の照会、登録、修正、削除ができること。	◎	◎	令和10年度末	不当利得とする給付情報の管理は業務上必須ではあるが、中小規模の市町村では対象が多くなく、システム外管理する運用も想定されることから、令和8年4月1日時点において全ての国保システムにおいて実装されている必要はないと考えられるため。
21.2.1 納付登録	0241231	不当利得の納付情報の照会、登録、修正、削除ができること。	◎	◎	令和10年度末	複数の不当利得の明細を1つの通知書情報として管理することは業務上必須ではあるが、システム外で管理する運用も想定され、令和8年4月1日時点において全ての国保システムにおいて実装されている必要はないと考えられるため。

5. その他修正

(10) 医療機関情報の管理項目について

医療機関情報の管理項目として、機能ID：0241318（実装必須機能）に規定している「医療機関略称」及び「医療機関略称カナ」は、機能ID：0241321（標準オプション機能）にも規定しており、重複した規定となっている。要件の考え方に記載のとおり、当該管理項目は標準オプション機能に変更した経緯があることから、機能ID：0241318（実装必須機能）の管理項目から削除したいと考えている。

また、機能ID：0241321にて規定している「新設年月日」について、「開設年月日」が適切であることから、修正したいと考えている。

<（別紙2）機能・帳票詳細要件>

■ 修正前

機能名称 小分類	機能ID	機能要件	実装区分		要件の考え方・理由
			指定 都市	一般市 区町村	
23.1.2 医療機関 情報照会・登録	0241318	医療機関情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 ・医療機関県番号 ・医療機関点数区分 ・医療機関番号 ・医療機関名称 ・医療機関名称カナ ・医療機関略称 ・医療機関略称カナ ・医療機関区分 ・所在地情報（住所コード、郵便番号、住所、地番、方番） ・電話番号 ・口座有無 ・振込先情報（金融コード、金融機関支店コード、預金種別、口座番号、口座名義人、口座名 義人カナ）	●	●	
23.1.2 医療機関 情報照会・登録	0241321	医療機関情報について、以下に示す情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 ・医療機関略称 ・医療機関略称カナ ・新設年月日 ・廃止年月日 ・備考 ・協会団体番号	○	○	管理項目の医療機関略称、医療機関略称カナについて、国民健康保険システムが文字数の多い医療機関名称を表示する際に、略称を使用することを想定した管理項目であるが、開発するシステムの設計思想により必ずしも必要でない項目であることから、実装してもしなくても良い機能とする。

■ 修正後

機能名称 小分類	機能ID	機能要件	実装区分		要件の考え方・理由
			指定 都市	一般市 区町村	
23.1.2 医療機関 情報照会・登録	0242865	医療機関情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 ・医療機関県番号 ・医療機関点数区分 ・医療機関番号 ・医療機関名称 ・医療機関名称カナ ・医療機関区分 ・所在地情報（住所コード、郵便番号、住所、地番、方番） ・電話番号 ・口座有無 ・振込先情報（金融コード、金融機関支店コード、預金種別、口座番号、口座名義人、口座名 義人カナ）	●	●	
23.1.2 医療機関 情報照会・登録	0242862	医療機関情報について、以下に示す情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 ・医療機関略称 ・医療機関略称カナ ・開設年月日 ・廃止年月日 ・備考 ・協会団体番号	○	○	管理項目の医療機関略称、医療機関略称カナについて、国民健康保険システムが文字数の多い医療機関名称を表示する際に、略称を使用することを想定した管理項目であるが、開発するシステムの設計思想により必ずしも必要でない項目であることから、実装してもしなくても良い機能とする。

5. その他修正

(1 1) 支給決定通知書における公印について

「給付30_国民健康保険高額療養費支給決定通知書」の帳票に規定している公印について、「給付04_支給決定通知書」等の他の支給決定通知における公印で規定している「印字が必要な市区町村においては実装必須とする。」の文言が不足しているため、帳票詳細要件に追記を行いたいと考えている。

なお、その他帳票（勧奨通知等）の公印についても同様の規定をすべきか検討を行った結果、公印の印字が必要としている市区町村が確認できず、ご意見もいただいていないことから、同様の規定は行わない想定。

<（別紙3）帳票詳細要件>

■修正前

通番	システム印字項目	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	要件作成における経緯・留意事項等
8	公印		●		●	支給決定通知（お知らせ）においては、公印を印字しない運用も想定されることから、公印の印字は標準オプションとする。

■修正後

通番	システム印字項目	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	要件作成における経緯・留意事項等
8	公印		●		●	支給決定通知（お知らせ）においては、公印を印字しない運用も想定されることから、公印の印字は標準オプションとする。 印字が必要な市区町村においては実装必須とする。

5. その他修正

(12) 帳票における文字切れ対応に関する機能要件追加について

国保標準仕様書本紙「第3章 2. (3) 帳票印字項目の留意事項について ○印字可能文字数と文字切れエラーリストについて」において、帳票出力時に文字切れが生じた場合の要件を規定していたが、適合基準日等を明確に規定するため、改めて（別紙2）機能・帳票要件に実装必須機能として追加で規定したいと考えている。

機能要件の追加にあたり、文字切れが含まれる場合に検知できるようにする機能（機能ID：0242866）は実装必須機能として規定する想定。一方、未登録外字が含まれる場合に検知できるようにする機能（機能ID：0242867）は、行政事務標準文字への対応後は基本的に外字への対応はなくなるため、標準オプション機能として規定したいと考えている。また、文字切れが生じた場合の印字の選択機能については、利便性向上を目的とした機能であり、必ずしも必要ではないと考えることから、標準オプション機能として規定したいと考えている。

また、実装必須機能として追加する機能要件はすでに本紙にて規定済みの機能要件のため、適合基準日は令和8年4月1日とする想定。

なお、上記のとおり機能・帳票要件に追加することに伴い、本紙にて規定済みの表現についても適切に見直しを行いたいと考えている。

<（別紙2）機能・帳票詳細要件>

■ 修正後

機能名称 小分類	機能ID	機能要件	実装区分		要件の考え方・理由	適合基準日
			指定都市	一般市区町村		
1.7.14 帳票文字切れ機能	0242866	帳票出力時に文字数が多くやむを得ず文字切れが生じる場合は文字切れの発生を検知できること。	◎	◎	本紙に規定していた要件を、機能・帳票要件にも規定することとした。	令和8年4月1日
1.7.14 帳票文字切れ機能	0242867	帳票出力時に未登録外字が含まれる場合は、未登録外字の情報を確認できること。	○	○	本紙に規定していた要件を、機能・帳票要件にも規定することとした。 なお、行政事務標準文字への対応後は、基本的に外字への対応はなくなるため、当該機能については、実装オプション機能と整理した。	
1.7.14 帳票文字切れ機能	0242868	帳票出力時に、文字数が多くやむを得ず文字切れが生じる項目について、印字可能な文字数まで印字するか、空欄出力とするかをパラメータにより選択可能であること。	○	○	本紙に規定していた要件を、機能・帳票要件にも規定することとした。	

5. その他修正

(13) 一部負担金等減免取消通知書の取り扱いについて

「資格-28 一部負担金等減免取消通知書」について、機能ID：0240356にて当該帳票を出力する機能要件を規定しているところ。

要件種別	機能名称			改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	
	大分類	中分類	小分類				指定 都市	一般市 区町村
機能要件	3. 申請者管理	3.3 一部負担金減免申請管理	3.3.4 通知書作成		0240356	一部負担金減免の申請・認定についての「通知書」(取消・却下)を出力できること。 ■帳票詳細要件シート：資格-26■ ■帳票詳細要件シート：資格-28■	○	○

一方で、「一部負担金の徴収猶予及び減免並びに保険医療機関等の一部負担金の取扱について(昭和三四年三月三〇日)(保発第二一号)」第一の六(二)の以下の規定において、減免を取り消した旨及び取消の年月日を保険医療機関等に通知する必要があると通知されており、当該帳票は医療機関向けに使用することも想定される。

保険者は、偽りの申請その他不正の行為により一部負担金の減免を受けた者がある場合においてこれを発見したときは、ただちに当該一部負担金の減免を取り消すものとする。この場合において被保険者が保険医療機関等について療養の給付を受けたものであるときは、保険者は、ただちに、減免を取り消した旨及び取消の年月日を当該保険医療機関等に通知するとともに、当該被保険者がその取消の日の前日までの間に減免によりその支払を免かれた額を当該保険者に返還させるものとする。

国保標準仕様書において規定している上記の機能要件（機能ID：0240356）については、住民向けに当該帳票を出力することを想定した機能要件であったことから、同じく医療機関向けとしても使用する帳票「給付-4 支給決定通知書」に関する機能要件（機能ID：0241202）と同様に、医療機関向けに出力するための機能要件を標準オプション機能として追加したいと考えるがいかがか。

要件種別	機能名称			改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	
	大分類	中分類	小分類				指定 都市	一般市 区町村
機能要件	3. 申請者管理	3.3 一部負担金減免申請管理	3.3.4 通知書作成	新規追加	0242876	医療機関に対し、一部負担金減免の申請・認定についての「通知書」(取消)を出力できること。 ■帳票詳細要件シート：資格-28■	○	○

5. その他修正

(14) 還付通知書関連帳票の明細数について

「収納6_還付通知書」及び「収納7_過誤納金還付請求書」、「収納8_還付充当通知書」の3帳票について、(別紙4) 帳票レイアウトにおいて異なる明細行数のレイアウトを示していたが、これらの帳票については「収納6」と「収納7」、または「収納7」と「収納8」の組合せで同時発行する運用を想定しており、各帳票の明細行数は同一となるべきではないかといったお問合せをいただいた。
お問合せをうけて、以下のとおり(別紙4) 帳票レイアウトを修正したいと考えている。

<修正対象の帳票及び帳票レイアウトの修正内容>

業務名	帳票番号	帳票名	帳票レイアウト修正内容
収納管理	6	還付通知書	・還付明細行数を「収納07_過誤納金還付請求書」の明細行数に合わせるため1行に修正。
	7	過誤納金還付請求書	・還付明細行数を「収納06_還付通知書」の還付明細行数に合わせるため1行に修正。 ・充当明細行数を「収納08_還付充当通知書」の充当明細行数に合わせるため1行に修正。 ・充当明細行内の「合計」の表示位置が誤っていたため修正。

<(別紙4) 帳票レイアウト「収納7_過誤納金還付請求書」>

■修正前

① 納付した金額						② 正しい金額			③ 過誤納額 (①-②)		
期月	収納日	領収日	調定額	督促料	延滞金	調定額	督促料	延滞金	調定額	督促料	延滞金
		合 計									

④ 充当額 (過誤納額を未納額に充当した金額)									
賦課	対象	科目	通知書番号	期月	被保険者番号	調定額	督促料	延滞金	充当日
					合 計				

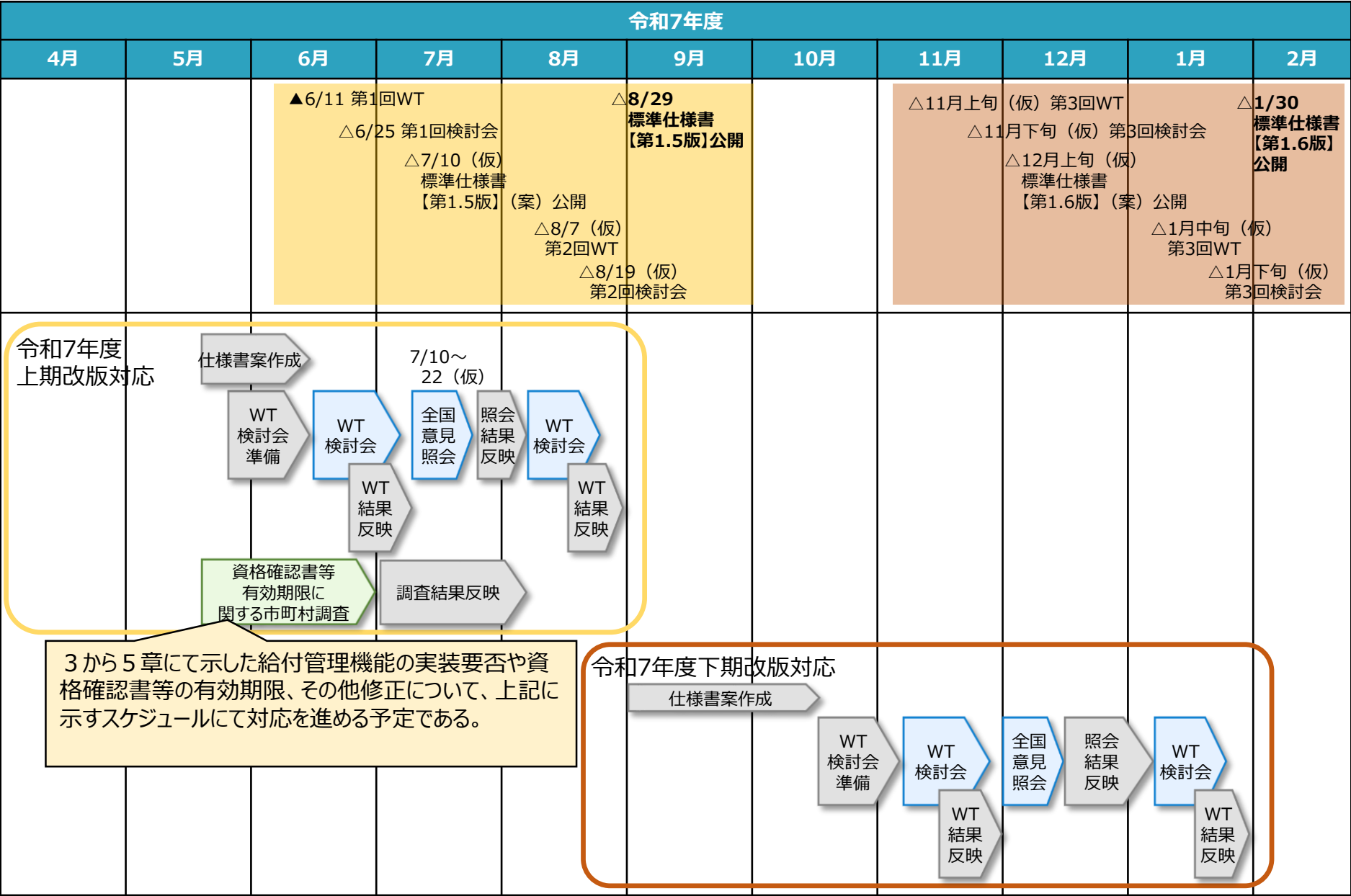
■修正後

① 納付した金額						② 正しい金額			③ 過誤納額 (①-②)		
期月	収納日	領収日	調定額	督促料	延滞金	調定額	督促料	延滞金	調定額	督促料	延滞金
		合 計									

④ 充当額 (過誤納額を未納額に充当した金額)									
賦課	対象	科目	通知書番号	期月	被保険者番号	調定額	督促料	延滞金	充当日
					合 計				

6. 今年度スケジュール

今年度予定している国保標準仕様書の改版スケジュールを以下に示す。（グレーの網掛け箇所は事務局作業）



※ 記載している標準仕様書の版数は仮の版数となります。